

昭和女子大学学位規則

(目的)

第1条 本学位規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、昭和女子大学学則(以下「学則」という。)第24条第4項、昭和女子大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第23条第4項及び昭和女子大学専門職大学院学則(以下「専門職大学院学則」という。))第21条第3項の規定に基づき、昭和女子大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学士・修士・修士(専門職)・博士

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第14条の定めるところにより所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

第4条 修士の学位は、大学院学則第17条の定めるところにより博士前期課程又は修士課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

第5条 修士(専門職)の学位は、専門職大学院学則第19条の定めるところにより専門職学位課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

第6条 博士の学位は、大学院学則第19条の定めるところにより博士後期課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

(学位論文の審査及び最終試験)

第7条 修士論文(以下、大学院学則第17条第2項「特定の課題についての研究の成果」及び専門職大学院学則第19条「課題研究等」を含む。)及び博士論文の審査及び最終試験は、大学院学則第18条及び第20条、専門職大学院学則第20条の定めるところによる。

2 修士論文の審査及び最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、受理してから1年以内に終了するものとする。

(博士論文提出による学位の授与)

第8条 博士の学位は第6条に規定する者のほか、本学大学院博士後期課程を経ない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ前項に該当する者と同等

以上の学力が認められる者に授与することができる。

- 2 本学大学院の博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学せずに博士の学位を申請するときは、前項の規定を準用する。
- 3 本条により博士の学位を申請するときは、学位申請書に博士論文 5 部、参考論文のあるときは当該参考論文、研究業績書、履歴書及び審査料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、審査料は博士論文の受理が決定してから納入するものとする。
- 4 前項により博士論文の提出があったときは、学長は研究科教授会にその審議を付託する。
- 5 前項を受け、研究科教授会は予備審査を行うとともに、本学大学院の博士後期課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。
- 6 前項の試験は、口答又は筆答により行う。
- 7 本条第 2 項により博士論文を提出した者は、本条第 5 項の試験は免除するものとする。
- 8 博士論文の受理は、研究科教授会の予備審査及び試験の報告に基づき学長が決定する。
- 9 博士論文の審査は、大学院学則第 20 条を準用する。
- 10 審査委員は、博士論文審査のため必要があるときは、博士論文提出者に対して当該博士論文の参考資料等の提出を求めることができる。
- 11 本条による博士論文の審査は、受理してから 1 年以内に終了するものとする。

(学士学位授与に係る総合審査及び学長への報告)

第 9 条 学科教授会は、第 3 条による者については、学則の定めるところにより、課程の修了について総合審査し、学長に報告するものとする。

(修士及び博士学位授与に係る審議及び学長への報告)

第 10 条 研究科教授会は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条による者については、大学院学則又は専門職大学院学則の定めるところにより、課程の修了及び学位論文の合否、第 8 条による者については博士論文の合否について審議し、学長に報告するものとする。

(学位の授与及び学位記の交付)

第 11 条 学長は、第 9 条及び第 10 条の報告に基づいて、修了の認定、課程の修了及び博士論文の合否について決定し、合格した者には学位を授与し、学位記を交付する。

- 2 学位記の様式は、別表第 1 から別表第 5 までのとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第 12 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第 13 条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者でやむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う本条第 1 項及び第 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

- 第 14 条** 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第 15 条** 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき又は不正な方法により、学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は学位の授与を取消することがある。

(学位記の再交付)

- 第 16 条** 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し学長に願い出なければならない。

(学位授与の報告)

- 第 17 条** 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 12 条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条については、平成 3 年度修了者から適用する。
- 5 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。[研究科委員会の名称変更、条文整備]
- 7 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。「文学研究科 言語教育・コミュニケーション

ン専攻 博士後期課程設置に伴う改定、条文整備」

- 8 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。[本学で所定の単位修得後退学して 3 年以内の者の扱いの改定、条文整備]
- 9 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。[「学位規則の一部を改正する省令(平成 25 年文部科学省令第 5 号)」による改定(インターネット利用による公表)]
- 10 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。[学校教育法改正に伴う条文の改定]
- 11 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日までに入学した者については、旧規則を適用する。
- 12 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。[専門職大学院設置に伴う条文の改定、条文整備]